

ID: 1553

担当部署: 建設水道課

処分の概要	清算金の督促		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第3項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第110条第3項の規定による。 (清算金の徴収及び交付) 第110条 3 第3条第2項から第5項まで、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合には、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日